

## 独立行政法人の職員宿舎の見直し計画

〔平成24年4月3日  
行政改革実行本部決定〕

独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「平成22年基本方針」という。）に基づき、そもそも保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証するとされ、個別の法人についても、不要資産の国庫納付等の措置を講ずることとされている。また、個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各法人は自主的な見直しを不断に行うこととされているところである。

昨年末、国家公務員宿舎について削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったことも踏まえ、独立行政法人の職員宿舎についても、改めてその必要性を厳しく見直す必要がある。

このため、以下のとおり職員宿舎の削減に向けた取組を進めることとする。

### 1. 基本原則

- 宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生（生活支援）の目的での使用は行わない。
- 職務上の必要がある職員に限り、宿舎に入居することができる。

### 2. 職務上宿舎への入居が認められる職員の類型

職員宿舎に入居が認められる職員は以下の5類型とし、これを踏まえ、各法人ごとに真に業務のために必要な宿舎戸数を精査する。

- ① 離島、山間へき地に勤務する職員
- ② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員
- ③ 居住場所が勤務場所の近接地に制限されている職員
- ④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府と連携して迅速な対応が求められ、緊急参集する必要がある職員
- ⑤ 交代制勤務等により深夜・早朝における勤務を強いられる職員など、職務遂行上やむを得ず当該宿舎に入居させる必要があると認められるもの

### 3. 廃止方針等

上記2.において得られる必要な宿舎戸数への削減を実現するため、以下の方針により職員宿舎の削減等を行うこととする。

#### (1) 廃止方針

廃止する職員宿舎の選定等に当たっては、以下の方針を基本とする。

- ① 千代田、中央、港3区に所在する宿舎は、緊急参集要員等が入居するものを除き、廃止する。

- ② その他の都心（概ね山手線内）に所在する宿舎については、老朽化し耐震性等に問題があるものは、緊急参集要員等が入居するものを除き、建替等を行わず、廃止する。
- ③ 上記①及び②以外の宿舎については、耐震性、効率性（法定容積率の利用率）、規模（戸数）、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎を選定し、廃止する。

## （２）その他の宿舎に係る方針

上記（１）の廃止方針に該当しない宿舎についても、上記２．において得られる必要な宿舎戸数への削減を実現するため、以下の方針に基づき、個別に検討を行う。

- ① 保有又は借上げのいずれとすべきか、集約化すべきか等についてコスト比較等を行い、有利と判定された措置を講じる。その際、老朽化し耐震性等に問題があるものについては、耐震改修等を行うことを含めてコスト比較等を行う。
- ② コスト比較等の結果、集約化による建替を行う場合、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わず、最低限の現地建替を行う。また、宿舎の廃止、建替等に当たっては、地元自治体等の意向を尊重する。

## （３）その他の方針

- ① 今後、役員等幹部用の宿舎の建設は行わない。既存の幹部用宿舎についても、老朽化したものから順次廃止する。
- ② 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。
- ③ 基本方針において講ずべきとされた宿舎見直しに係る措置については、可能な限り実施時期を前倒しして、引き続き着実に実施する。
- ④ 平成 22 年基本方針、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）等による事務・事業や組織の改廃を踏まえ、随時、職員宿舎についても見直しを行う。

## 4. 宿舎使用料

国家公務員宿舎の宿舎使用料に係る考え方を踏まえ、宿舎の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合う収入を得られる水準まで引上げを行うこととし、具体的な引上げ幅については、国家公務員宿舎の宿舎使用料や個別宿舎に係る検討等を踏まえ、また、関係者の理解を得られるよう努めた上で、個別宿舎毎に決定する。

## 5. 今後の進め方

- 本計画に沿って見直しを進め、年内を目途に具体的な実施計画を取りまとめて公表し、着実に実施する。
- 実施計画に基づく措置は、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、今後 5 年以内を目途に講じる。